

用紙、提出方法

- ・「原稿用紙」は、配布のものでなくても結構です。
- ※一括募集チラシに記載の応募票は不要です。
- ・各学校の締切日までに、学校へ提出してください。

賞（神奈川県大会）

- ・最優秀賞5編／優秀賞14編／金賞14編／銀賞14編／審査員特別賞5編（応募数により増減あり）
- ・表彰状と副賞が授与されます。なお、最優秀賞作品は、神奈川県代表として中央大会（法務省・全国人権擁護委員連合会主催）に提出されます。

賞（市奨励賞）

- ・神奈川県大会入賞作品の他に優秀作品について、銅賞及び横須賀市人権擁護委員会から奨励賞が選ばれます。
- ・表彰状と副賞が授与されます。

参加賞

- ・参加者全員に記念品が贈呈されます。

注意事項

- ・作品は未発表のものに限ります。インターネット上に掲載されている人権作文例や過去の入賞作品などを引用しないでください。また、生成AI（チャットGPTなど）を用いず、自らの言葉で表現してください。
- ・作品の公表に当たって、本人等の意向に応じて「氏名」、「学年・氏名」又は「学校名・学年・氏名」を非公表とすることができます。
- ・入賞作品については、報道機関、ホームページ、パネル展示、作文集等で公表を予定していますので、不都合がある場合は、あらかじめお申し出ください。
- ・入賞作品のうち最優秀賞及び優秀賞の受賞作品の内容公表後、地方自治体等の広報誌や学校の教材等への転載については、本人等の許諾を求めません。ただし、本人等が転載を望まない場合又は望まなくなった場合には、その旨を申し出ることができます。
- ・応募作品の著作権は、主催者（横浜地方法務局・神奈川県人権擁護委員連合会）に帰属するものとします。

《事務担当》横須賀市市長室人権・ダイバーシティ推進課

（住所）横須賀市小川町11番地、（電話）046-822-8219

（e-mail）we-pc@city.yokosuka.kanagawa.jp

人権作文を応募いただく生徒の皆さんへ ～人権作文の書き方～

参考

法務省人権擁護局

「人権」って何？

「人権」とは、「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持つ権利」であり、誰にとっても身近で大切なもの、違いを認め合う心によって守られるものです。

しかし、現実の社会では、**学校におけるいじめ、SNSなどでの嫌がらせ、障害などを理由とする偏見や差別、外国人に対する差別**など、様々な**人権問題**が生じています。

人権作文にはどんなことを書けばいいの？

まずは、あなたが日常生活の中で感じたことや体験したことを思い出してみましょう。あなたの周りの人で悲しい思いや、辛い思いをしている人はいませんか？みんなが人間らしく幸せに生きていくためには、どうしたらよいと思いますか？自分の体験や、家族などの周りの人から言われたことなどを考えてみましょう。

例えば…これまでの入賞作品には次のようなものがあります。

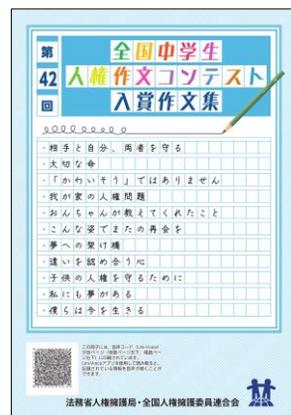
○障害により車椅子で生活する筆者が、自分と同じ障害を持つ人の活動のニュースを見て、社会を良くするためにはそれを行動に移すことが大切であると学び、「気軽な助け合い」を広めるためにできることについて考えたもの

○家族でハンセン病療養所を訪問し、そこで出会ったハンセン病元患者の方との交流を通じて感じた気持ちをつづったもの

○中学2年生の時に悪口を言われるなどの辛い経験をして、「良い学校」とは何かについて考えたもの

○障害を理由に高校の入学を断られるなど厳しい現実と直面し、障害があってもみんなと一緒に高校生になりたいという気持ちをつづったもの

○国際交流で行った外国での経験を通して、これまでの自分に住みついてきた偏見に気づき、「知ること」の大切さについて考えたもの



第42回全国中学生人権作文コンテスト入賞作文集



人権イメージキャラクター
人権あゆみちゃん

✓あなたが感じたことを、あなたの言葉で作文に書いてみましょう。

過去の入賞作品については、法務省HP(<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken111.html>)に掲載されている入賞作文集をご覧ください。

人権作文を書くに当たって注意すること

人権作文は、自分の言葉で自分の考えを表現することが大切です！次のような例は認められません。

(例1)

インターネット上のサイトに掲載されている他人の意見などをコピーして、自分の経験や考えとして作文に書いて提出すること

(例2)

過去の入賞作文をコピーして、自分の経験や考えとして作文に書いて提出すること

(例3)

生成AIを利用して作成したものを自己の作品として提出すること

※本やインターネット上のサイト等から、他人の意見や考えなどを引用するときは、出所を明示するなどのルールを守りましょう。

⇒著作権についてもっと知りたいときは？

[みんなのための著作権教室](http://kids.cric.or.jp/)(<http://kids.cric.or.jp/>) ((公社) 著作権情報センターHP)